



ひょうご震災記念 21 世紀研究機構「21世紀文明シンポ」
気候変動問題と社会の大転換

環境をめぐる権利の拡大と自然の権利

大阪大学
大久保規子



新たな国際潮流：環境をめぐる権利の拡大 自然の権利を認める国が登場

世界の80%以上
(161カ国) が承認

先住民族の権利
コミュニティの権利

集団的権利

環境権

自然の権利

将来世代
の権利

手続的権利 = 情報公開 + 参加 + 司法アクセス



深刻化する生物多様性の危機 気候危機だけではない

人間の活動だけ考えて良いのか？

・「IPBES2019年報告書」の衝撃

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム

- ・ 全世界で100万種が絶滅の危機
全ての動物・植物の約25%
- ・ 人為的影響により世界湿地の85%以上が消失
世界の陸地の75%は著しく改変
- ・ 日本は固有種の比率が高い
 - ・ 維管束植物の約4割，両生類の約8割
 - ・ 絶滅危惧種の総数は約3,800種



- ①陸と海の利用の変化，
- ②生物の直接的採取，
- ③気候変動，
- ④汚染，
- ⑤外来種の侵入



提起された根本的な問い —未だに答えは出ていない

- 自然は人間の権利の対象（客体）に過ぎないのか？
財産権の客体としての土地，川，山等
- 生まれながらに権利をもつのは人間だけか？
もともと，すべての人間に権利が平等に認められていたわけではなかった（奴隷等）
- 話せないと権利がないのか？
権利＝法により保障された意思の力（意思説）
意思を表現できない自然には権利がない？
- 人間と自然は同等の権利をもつのか
- 人間が自然を守るという発想だけでは不十分なのか？



自然の権利の承認類型

1 憲法型—生態系憲法／環境立憲主義

- ・南米が中心

- (1) 連邦憲法—エクアドル

- (2) 州憲法—メキシコ等

2 法律型

- (1) 自然の権利を法律で規定（一般）

- ・ボリビア, ウガンダ

- (2) 特定の自然の法人化法（特定）

- ・ニュージーランド, スペイン等

3 自治体の条例型

- ・アメリカで60以上, ブラジル等

4 判例型

- ・南米（コロンビア等）, アジア（バングラデシュ等）



憲法で認める エクアドル（2008年）—生態系憲法

世界初の
憲法

- ・主唱者はエクアドル先住民族連盟(CONAIE)
- ・功を奏した企業と自然の対比論
 - 多国籍企業が法人格（権利）を有するのになぜ生存する自然が権利をもてないのか
- ・基礎にあるのは先住民の「善き生活」とPachamama（聖なる大地）= 地球の生命を生み出す神聖なるもの
 - ・自然の全てのものにはエネルギーが付与され、川、山として生存する固有の価値
 - ・善き生活 = 人、自然、社会の間の調和的な共存 / 繁栄
 - ・人間中心主義の転換



エクアドル2008年憲法の規定

- 1 第7章「自然の権利」（71～74条）－第2編「権利」に独立の章
 - ・ 71条 自然はその存在，進化のプロセス等の統合的な尊重に関する権利を有する。すべての人，コミュニティは，公的機関に自然の権利の執行を要求することができる。
 - ・ 第73条 国は，種の絶滅，生態系の破壊等につながる可能性のある活動に対して，**予防的**制限措置を適用するものとする。
 - ・ 第74条 人，コミュニティ，国は，環境と自然の富から利益を得る権利を有し，その人が良い生き方を享受できるようにしなければならない。環境サービスは私物化（appropriation）の対象とならない。
- 2 その他の関連規定
 - ・ 14条 環境権
 - ・ 57条 先住民族・コミュニティの権利
 - 6項 自然資源の管理・保護に参加する権利
 - 7項 コミュニティの自然資源に影響を与えるプログラム等に関する**協議・参加・補償**



ロスセドロス訴訟

1 ロスセドロスとは

- ・絶滅危惧種も生息する保護林（1994年指定）
- ・コタカチ・カヤパス国立公園に隣接（緩衝帯としての意義）

2 事案の概要

- ・政府がロスセドロスにおける鉱業許可（2017年3月3日）を付与したことに對し，地元自治体（コタカチ）が訴訟を提起

・原告の主張

コミュニティの協議規定違反，自然の権利侵害等

3 憲法裁判所の判決（2021年11月10日）

- ・自然の権利侵害を認定（+環境権侵害，参加権侵害）
環境許可は無効，自然の権利を脅かす行為（鉱業等）の禁止



法律で認める ボリビア（2010年）

世界初
の法律

【ボリビア「聖なる大地の権利法」】

- 聖なる大地の権利の世界宣言（2010年4月22日）
- 2010年制定
- 聖なる大地 = パチャママ(Pachamama)とは
運命を共有し、相互に関連・依存し、補完し合う
すべての生命システムと生物の不可分な共同体から
成るダイナミックな生命系



先住民族の世界観を反映



パチャママの権利

- ・ 生存権, 生命の多様性の権利
GMOに脅かされない権利を含む
- ・ 水への権利(水循環機能の維持等)
- ・ 清浄な大気への権利
- ・ 衡平性への権利
各構成要素をバランスの取れた方法で維持
- ・ 再生への権利
人間活動の影響からの適時かつ実効的な回復
- ・ 公害のない生活権
- ・ 権利の衝突については, 生きているシステムの機能に不可逆的な影響を与えない方法で解決する必要



判例で認める コロンビア（1）アトラト川判決

- 1 多くの先住民が居住するアトラト川の汚染に対し、
 - ・ 近隣コミュニティの生命・平等・健全な環境に対する憲法上の権利に基づき、採掘活動の停止等を請求
- 2 憲法裁判所の判決（2016年11月10日）
 - ・ 憲法上の権利は、集団的なコミュニティの権利も含む
 - ・ 侵害されたのは地域社会の権利＋アトラト川の権利
先住民族が違法鉱業の労働者として暴力的な扱いを受け、
周辺の生態系も、伝統的な生活も破壊されていく被害の
総体を、この権利の侵害として捉える
＝「biocultural」という概念
 - ・ 自然の権利の承認が生態系中心主義の最も効果的方法



コロンビア（2）アマゾン熱帯雨林判決

- 1 子どもが、気候変動による健康影響を理由に、森林伐採の制限を請求
- 2 最高裁判決（2018年4月5日）
 - ・ 憲法上の権利は「生態系中心主義＋将来世代への責任」の観点で解釈すべき
 - ・ 生態系の一部としての人間は、他の自然環境と道徳的に区別できない→両方に権利がある
 - ・ 伐採削減計画の策定、世代間協定の作成等、期限付きの5つの義務付け命令



アマミノクロウサギは法廷に立てたのか

- ・奄美大島で、ゴルフ場開発のため、林地開発許可
- ・住人のアマミノクロウサギ、ルリカケス、オオトラツグミ、アマミヤマシギが訴訟を提起
- ・市民や環境NGOが訴訟を提起

訴状

原告 アマミノクロウサギ
鹿児島県大島郡住用村大字市字
大浜1510番地他



鹿児島地裁の判断は？ (2001年1月23日判決)

【アマミノクロウサギ他】

訴状却下

【アマミノクロウサギこと 某】

却下判決

- ・ 今や自然物の価値は法的に承認されている
- ・ 人間が自然を保護する義務もある

しかし

- ・ 市民・NGOに原告適格を認めることは**客観訴訟**を認めることになるから現行法と適合しない

どちらも
門前払い



日本の展望

- ・日本は人間の生命・健康と自然の権利を厳格に区別
- ・自然の権利は,
 - ・経済的利益と自然の適正な利益考量, 順応的な管理, 生態系全体で考えるプロセスを促進する可能性がある
 - ・人間が自然の代弁者になる権利も含んでいる
- ・少なくとも市民・NGOが法的に自然を守れるようにする必要がある



ストックホルム会議から半世紀を過ぎ、発想の転換が必要